

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五十号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）第三条第二項ただし書（第六条後段において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事が認める事由及び当該事由を勘案して定める期限を次のように定める。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事由

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）

#### 二 期限

令和二年九月三十日